神戸地方裁判所判事（姫路支部勤務）　森　浩史
部の事務を総括する者に指名する
福岡高等裁判所判事・福岡簡易裁判所判事　溝國　禎久
神戸地方裁判所判事に補する
神戸地方裁判所姫路支部勤務を命ずる
兼ねて神戸家庭裁判所判事に補する
神戸家庭裁判所姫路支部勤務を命ずる
姫路簡易裁判所判事に補する（以上九月六日）

○定年退官
判事兼簡易裁判所判事若宮利信は九月五日限り本官たる判事が定年退官となり同時に兼官たる簡易裁判所判事も退官となる

皇室事項

認証官任命式

九月十一日午後三時四十分、宮中において、特命全権大使佐々江賢一郎、同別所浩郎、同篠田研次、同西宮伸一、同秋元義孝、同長嶺安政、同八木毅及び同高岡正人の認証官任命式が行われた。

官庁報告

官庁事項

貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第三十三条第二項の規定により、日本貸金業協会より届出があったので、同法第四十一条の十二第四号の規定により公示する。

平成二十四年九月十三日

金融庁長官　畑中龍太郎

貸金業法第二十七条第一項第三号に掲げる事項の変更

平成24年７月17日付で、日本貸金業協会への加入を承認した業者

登録番号	商号、名称又は氏名
北海道知事(1)石第03053号	株式会社インベスト
東京都知事(1)第31441号	ＳＢＩカード株式会社
東京都知事(1)第31443号	紀尾井町ファイナンス株式会社
静岡県知事(1)第02407号	株式会社シードリーフ（キャッシングリーフ）
富山県知事(1)第00679号	タカノ興発株式会社
沖縄県知事(1)第04198号	サンエイ

平成24年７月17日付で、日本貸金業協会の退会を承認した業者（退会）

登録番号	商号、名称又は氏名
静岡県知事⑽第00017号	東海商事
大阪府知事(6)第09195号	株式会社トラスト

日本貸金業協会に対し、商号、名称又は氏名の変更の報告があった業者

変更年月日	登録番号	変更後の商号、名称又は氏名（旧商号等）
平成24年７月１日	関東財務局長⑽第00615号	ＳＭＢＣコンシューマーファイナンス株式会社（プロミス株式会社）
平成24年７月１日	東京都知事(1)第31376号	ＧＦＡ株式会社（グラウンド・ファイナンシャル・アドバイザリー株式会社）
平成24年７月21日	宮崎県知事(2)第01787号	株式会社ジョイ（キャッシングジョイ）(株式会社ジョイ)

平成24年８月14日付で、日本貸金業協会の退会を承認した業者（廃業）

登録番号	商号、名称又は氏名
宮城県知事(2)第02263号	石川商事
東京都知事⑽第03089号	株式会社證券投資経済
大阪府知事⑽第00098号	セフティーローン
東京都知事(3)第29678号	ＳＢＩカード株式会社
北海道知事(5)石第02314号	ピットイン
関東財務局長⑽第00239号	メモリークレジット株式会社
関東財務局長(2)第01448号	関東商事株式会社
東京都知事(1)第31437号	株式会社イーファイナンス

平成24年８月14日付で、日本貸金業協会の退会を承認した業者（不更新）

登録番号	商号、名称又は氏名
宮城県知事(4)第01868号	ビッグバンファイナンス

中国地方整備局公示

一級河川旭川水系旭川で河川法（昭和39年法律第167号）第75条第３項の規定に基づき除却・保管した工作物について、当該工作物の所有者、占有者その他工作物について権原を有する者（以下「所有者等」という。）に対し、当該工作物を返還するため、河川法施行令第39条の３第１項第２号の規定に基づき公示する。

平成24年９月13日

中国地方整備局長　戸田　和彦

１　保管した工作物の名称又は種類、形状及び数量
①小型船舶（ＦＲＰ製）　３隻
②桟橋（木製）　１箇所
③桟橋（木製）　２箇所
④桟橋（木製）　１箇所
⑤桟橋（木製）　２箇所
⑥桟橋（木製）　３箇所
⑦桟橋（木製）　１箇所
⑧桟橋（木製）　１箇所

２　保管した工作物の放置されていた場所及び当該工作物を除却した日時
⑴　保管した工作物の放置されていた場所　岡山市中区江並地先
⑵　当該工作物を除却した日時
①平成24年７月26日午前９時
②平成24年７月26日午前10時
③平成24年７月26日午前11時
④平成24年７月26日午後１時
⑤平成24年７月26日午後２時
⑥平成24年７月27日午前９時
⑦平成24年７月27日午前10時
⑧平成24年７月27日午前11時

３　当該工作物の保管を始めた日時及び保管場所
⑴　当該工作物の保管を始めた日時　平成24年７月31日午前９時
⑵　保管場所
①岡山市北区玉柏地先　国土交通省中国地方整備局岡山河川事務所大原排水機場
②岡山市中区今在家地先　国土交通省中国地方整備局岡山河川事務所今在家防災ステーション
③岡山市中区今在家地先　国土交通省中国地方整備局岡山河川事務所今在家防災ステーション
④岡山市中区今在家地先　国土交通省中国地方整備局岡山河川事務所今在家防災ステーション
⑤岡山市中区今在家地先　国土交通省中国地方整備局岡山河川事務所今在家防災ステーション
⑥岡山市中区今在家地先　国土交通省中国地方整備局岡山河川事務所今在家防災ステーション
⑦岡山市中区今在家地先　国土交通省中国地方整備局岡山河川事務所今在家防災ステーション
⑧岡山市中区今在家地先　国土交通省中国地方整備局岡山河川事務所今在家防災ステーション

４　保管した工作物を返還するため必要と認められる事項　当該工作物の返還を受けるべき所有者等であることを証明する書類を提示し、当該工作物の除却、保管及びその他措置に要した費用を負担すること。

５　問い合わせ先
岡山市北区鹿田町２丁目４番36号　国土交通省中国地方整備局岡山河川事務所占用調整課
電話086―223―5193